森町 DX 推進計画【第 1.0 版】

令和５年度―令和９年度

北海道森町

令和５年４月策定

目次

1. 目的 4
2. 計画の位置づけ 5
3. 計画の期間 6
4. デジタル化の現状 7
   4.1. デジタル化の現状と背景 7
   4.2. 国におけるデジタル化の現状 8
      (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画 8
      (2) デジタル化の基本戦略 9
      (3) 行政デジタル化の推進 10
      (4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 11
   4.3. 北海道におけるデジタル化の現状 12
   4.4. 教育機関におけるデジタル化の現状 13
5. 森町 DX 推進に向けた基本方針 14
   5.1. 森町におけるデジタル化の現状 14
   5.2. 森町における DX 推進基本方針 15
      (1) 町民サービス向上のための ICT 利活用 15
      (2) 地域情報化のさらなる推進 15
      (3) 行政内部の ICT 環境整備による業務効率化 15
6. 計画の推進体制 16
   6.1. 推進体制の整備 16
      (1) 推進体制 16
      (2) 外部人材の活用 16
   6.2. 計画の見直し・点検 18
7. 施策の体系 19
8. 取組内容 20
   8.1. 基本方針１　町民サービス向上のための ICT 利活用 20
      (1) 行政手続のオンライン化の推進 20
      (2) 窓口手続デジタル化の推進 21
      (3) マイナンバーカードの普及・促進及び利活用方法の拡大 22
      (4) 町公式ホームページ、公式 SNS 等を通じた情報発信 23
      (5) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し 24
   8.2. 基本方針２　地域情報化のさらなる推進 25
      (1) デジタルデバイド対策 25
      (2) 森町所有データのオープン化の推進 26

(3)　教育における ICT の活用 27
(4)　地域社会のデジタル化に向けた取組の推進 28
8.3.　基本方針３　行政内部の ICT 環境整備による業務効率化 29
(1)　情報システムの標準化・共通化 29
(2)　ペーパーレス化の推進 30
(3)　テレワークの環境整備及び推進 31
(4)　庁内 ICT 環境の整備・活用 32
(5)　情報セキュリティ対策 33
9.　用語解説 34
10.　附則 38

1. 目的

「スマートフォンの普及」、「IoT の活用」、「ビッグデータやオープンデータの活用」、「SNS 等のコミュニケーションツール」といったものにより、ICT を利活用したサービスの多様化・高度化が私たちの想像をはるかに超えた速度で変化を遂げています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活様式や働き方など、社会全般に大きな変化をもたらし、テレワーク、リモート会議などのデジタル技術の活用や、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国においては、２０１６（平成２８）年１２月「官民データ活用推進基本法」、２０２０（令和 2）年１２月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（2020 年 12 月 25 日閣議決定）」、加えて「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体ＤＸ推進計画」という。）等が策定され、今後デジタル化の動きが急激に加速していくことが見込まれます。

また、北海道においては北海道全体の指針として２０２１（令和 3）年 3 月に「北海道 Society5.0 推進計画」が策定されました。

森町では、国の「自治体 DX 推進計画」を推進するとともに、進化を続けるＩＣＴ等のデジタル技術を活用し、町民サービスの抜本的な改革に取り組み行政運営の効率化やデジタル社会の実現に向けた取組を推進し、これまで「森町情報化推進計画」で取り組んできた行政情報化と地域情報化の取組をさらに推進するため「森町 DX 推進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は２０１７年（平成２９年）１２月に策定された「第２次森町総合開発振興計画」の下位計画とし、DX の推進に関する基本方針を「森町 DX 推進計画」として位置づけるとともに、計画実現のための取組について本計画中で「施策の体系と取組」を定め、町民サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため本計画を策定し DX を推進していきます。

なお、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の中で市町村は、当該市町村の区域における官民データ活用の推進についての基本的な計画の策定に努めるものとされていることから、本計画を森町の「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けるものです。

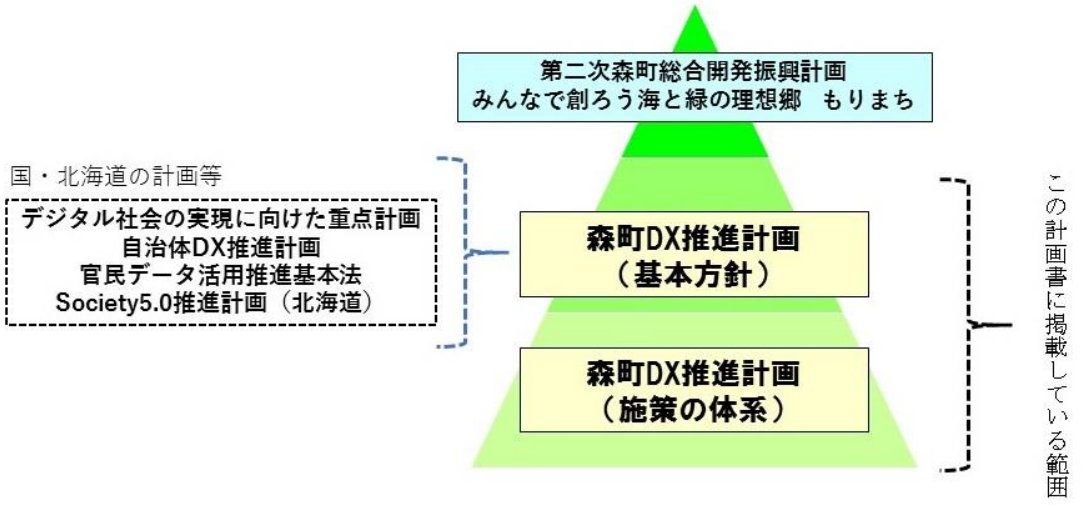

図１　本計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の計画期間は２０２３（令和５）年度から２０２７（令和９）年度の５年間とします。

一方、ICT の進展はめまぐるしいものがあり、長期的計画では技術革新や国・社会の動向に対応できない可能性もあることから、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「自治体 DX 推進計画」などの自治体の DX に関連する計画の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて計画内容や推進期間の見直しを実施します。

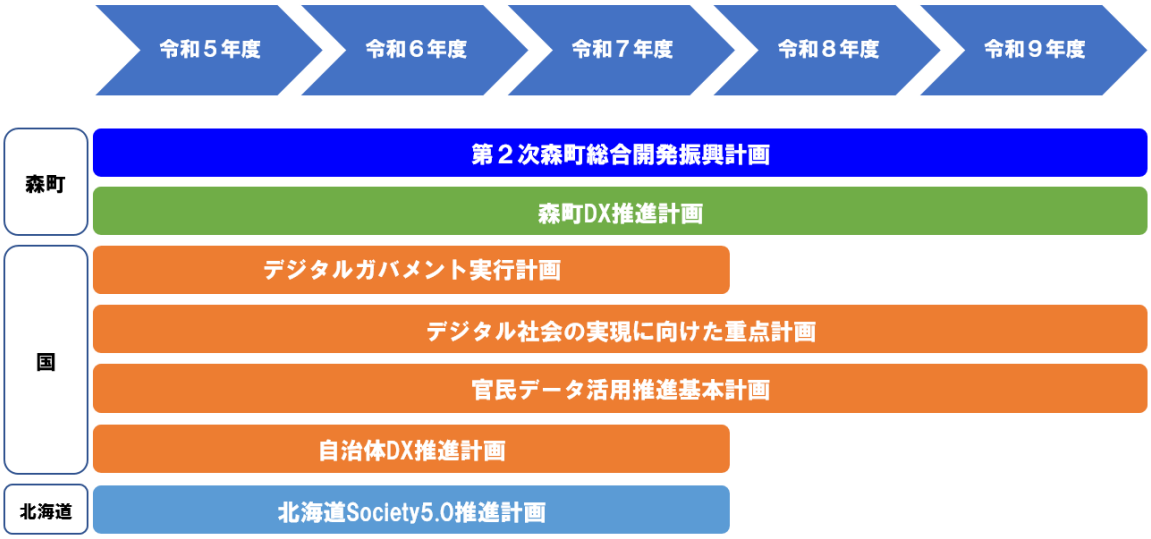

図２　計画期間

4. デジタル化の現状

4.1. デジタル化の現状と背景

近年、ICT の発達は著しく、とりわけインターネットは世界とつながった身近なメディアとして私たちの生活に欠かせないほど深く浸透しております。生活様式から就労形態まであらゆる分野においてインターネットと無縁とは言い難いほど現代社会のデジタル化は進んでおり、私たちはその恩恵を享受しています。特にスマートフォンは急速に普及し、通信ネットワークもデジタル化・高速化が進み、費用の低廉化とあいまって誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも通信可能な時代となっています。

人々の生活様式が多様化する社会状況のもと、コミュニケーションの方法も会話から文字、映像へとシフトしていくなかで、メタバースのようなより現実に近いコミュニケーションのスタイルが新たに登場するなど、技術の進化は留まることを知りません。LINE、Twitter 等に代表される SNS は、現実と同様日常生活に欠かせないコミュニケーション空間となっており、多くの人々が SNS 等のコミュニティを介して日常生活に必要な情報を得ており、オンライン決済などのサービスは、コロナ禍において自由に外出ができない状況下で重要な存在となっているなど、生活の中でネットワークサービスを利用する割合が増加しています。

さらに、オープンデータ、ビックデータ、IoT、ロボット、AI・RPA、ドローンなど、ICT の新たな活用に向けた取組も始まっています。これらの機器やソフトウェア、サービス等を適切に利用することで、より安全・安心で利便性・効率性の高い社会を実現することが可能となっています。

しかしながら、デジタル技術が急速に発達し、インターネットや ICT によるサービスを中心としたデジタル社会に移行する過程で、ICT の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差（デジタルデバイド）、SNS でのトラブル、ランサムウェア等のサイバー攻撃が発生するなど、これまでとは違った新たな社会問題も多発している状況があります。

4.2. 国におけるデジタル化の現状

(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

平成２８年（２０１６年）１２月には官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）が制定され、国はこの法律に基づき「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和２年７月１７日閣議決定）」を策定しました。この計画の中で、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策についてまとめています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行以降、デジタル社会の実現に向けて行政のデジタル化に関する動きが加速しました。令和２年（２０２０年）１２月に、今後のデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

続いて、デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）の成立を受けて、令和３年（２０２１年）６月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

(2) デジタル化の基本戦略

デジタル化の基本戦略として「デジタル社会の実現に向けた構造改革」及び「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられています。

「デジタル社会の実現に向けた構造改革」では、デジタル社会の目指す姿を実現する上で一部のデジタル化しか達成することができないという問題意識の下「デジタル臨時行政調査会」を設立し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することとされ、「デジタル田園都市国家構想の実現」では、様々な社会課題に直面する地方こそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら地方が抱える多様な社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することを意義としており、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。

- デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像

出典：デジタル庁ホームページ：政策：田園都市国家構想

(3) 行政デジタル化の推進

デジタルガバメントを推進していくにあたり、令和元年（２０１９年）１２月には、デジタル手続法が改正されました。デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する以下の基本原則に基づき行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められ、地方公共団体においても努力義務とされました。

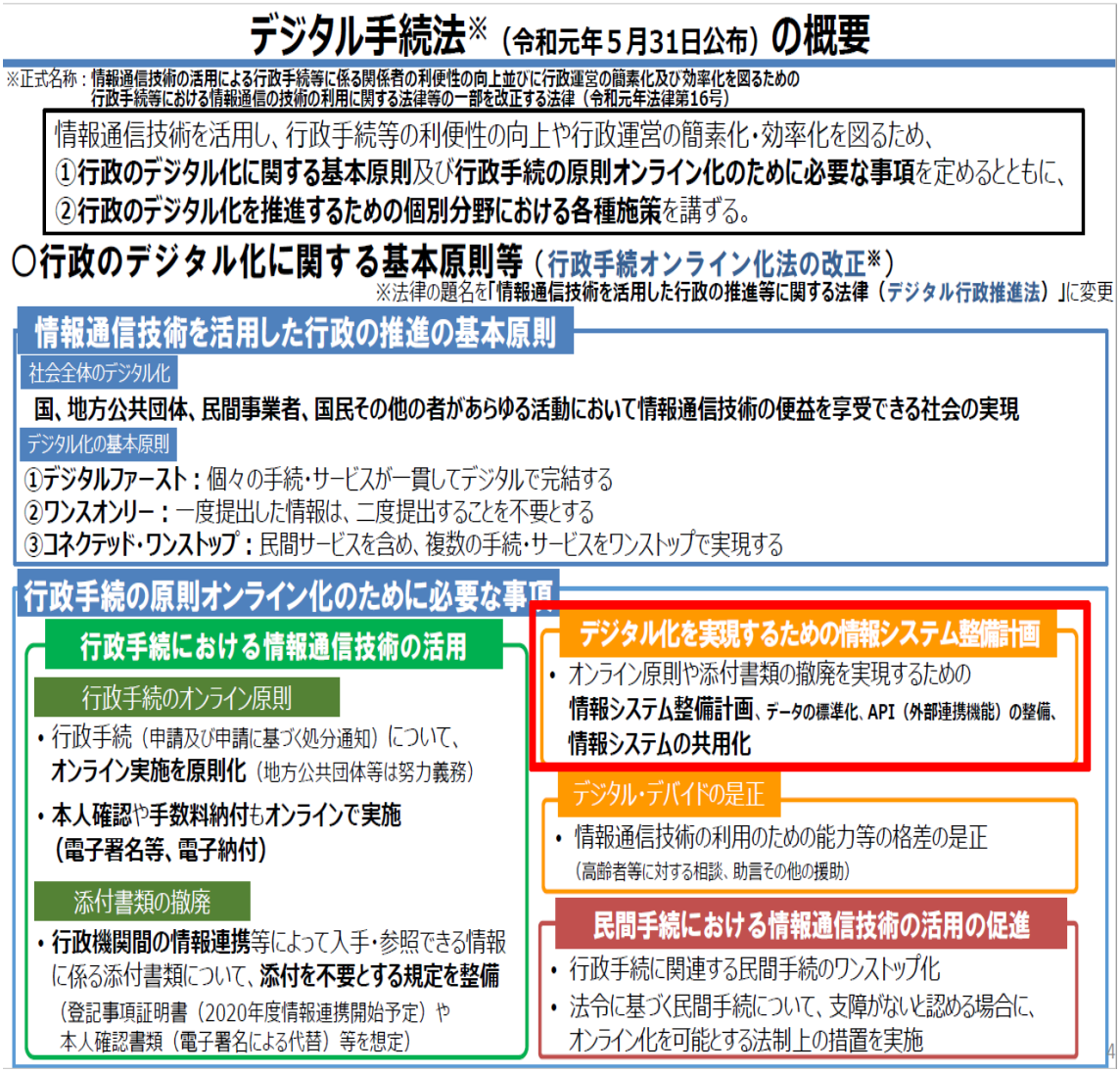

出典：　内閣府経済・財政一体改革推進委員会：国と地方のシステムワーキング・グループ第１９回会議資料

⑷ 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体の DX を推進する意義は大きいと考えており、総務省は令和２年（２０２０年）１２月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

以下の取組事項の実施を通じ「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められております。

自治体 DX 推進計画により自治体が取り組むべき事項

【自治体 DX の重点取組事項】

（１）自治体の情報システムの標準化・共通化
（２）マイナンバーカードの普及促進
（３）自治体の行政手続のオンライン化
（４）自治体の AI・RPA の利用推進
（５）テレワークの推進
（６）セキュリティ対策の徹底

【自治体 DX の取組みとあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

（１）デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の推進・地域社会のデジタル化
（２）デジタルデバイド対策
（３）デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

（１）BPR の取組みの徹底
（２）オープンデータの推進・官民データ活用の推進

4.3. 北海道におけるデジタル化の現状

北海道では、ICT が全ての根幹のインフラとなることで IoT や AI、ロボットなどの未来技術の活用を一層推進し、本道を取り巻くあらゆる課題を解決するとともに、感染症や大規模自然災害などの不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を解決するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、産業競争力の強化や地域の活性化、より質の高い暮らしを実現するため、北海道全体の指針とすべく、令和３年度より、新たな情報化関連計画として、「北海道 Society5.0 推進計画」を策定しました。

出典：北海道ホームページ「北海道 Society5.0 推進計画」

4.4. 教育機関におけるデジタル化の現状

教育機関におけるデジタル化の取組として、教育基本法第 17 条に基づき、国は「第３期教育振興基本計画」（平成 30～令和４年度（2018～2022 年度））を策定し、令和２年度から施行された新学習指導要領における、情報活用能力育成のための ICT に関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進、教員の ICT 指導能力の向上のための各教科等の指導における ICT 活用の促進、校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を示しました。

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日に閣議決定）において、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後を見据えた経済活力の維持向上のための施策として Society5.0 時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備として、義務教育段階における子ども１人１台端末導入・利用のための財源整備（GIGA スクール構想）、個別最適化された効果的で深い学びのための環境整備支援（EdTech 導入実証事業）教育現場の課題解決に向けたローカル５G 活用モデル構築事業等の財源が確保されました。

安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年１２月５日　閣議決定）

Ⅲ．未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上
２．Society 5.0 時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備

国の将来は何よりも人材にかかっている。初等中等教育において、Society 5.0 という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内ＬＡＮ)の整備を推進するとともに、特に、**義務教育段階において、令和５年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。**※ あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。

- ＧＩＧＡスクール構想の実現（Global and Innovation Gateway for ALL）（文部科学省）
- ＥｄＴｅｃｈ導入実証事業（経済産業省）
- 教育現場の課題解決に向けたローカル５Ｇの活用モデル構築（総務省）

※事業実施に当たっては、将来的な維持・更新に係る負担を含めた持続的な利活用計画を策定する地方公共団体を対象とする。また、端末整備に関し、スケールメリットを考慮したうえで、地方公共団体において価格低減インセンティブが働く補助単価を設定する。

出典：安心と成長の未来を拓く総合経済対策 - 内閣府(令和元年１２月５日)
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1205/shiryo_06.pdf（P30-31 より抜粋）

5. 森町 DX 推進に向けた基本方針

5.1. 森町におけるデジタル化の現状

森町は、人口減少や少子高齢化が進行しており、今後、人手不足や税収減などによって、地域の社会インフラを維持することが困難になる状況も想定されています。地域生活を脅かす地震や豪雨などの自然災害や、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応にも迫られており、困難な状況下での森町の社会課題を解決し、地域経済の維持継続を確保する上でデジタル関連技術の積極的な活用は一層重要性を増しております。

２００８（平成２０）年に策定された「第１次森町総合開発振興計画」に基づいた、地域情報・通信網の整備を目標に掲げ、これまで、光通信網の整備や行政情報化の推進・整備を行ってきました。２０１７年（平成２９年）に策定した「第２次森町総合開発振興計画」に基づき、誰もが情報を利用でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目標に掲げて、町では行政データのオープン化、ホームページ等での情報発信、行政手続のオンライン化、情報セキュリティ基盤整備などの ICT に関する取組を行っているところです。

教育分野においては令和元年度に町内全小中学校の無線ＬＡＮ、令和２年度にＳＤ－ＷＡＮを利用した高速大容量の通信環境を整備し、ＩＣＴ教育の根幹であるネットワーク環境の基盤を構築しました。同じく令和２年度に国の「GIGA スクール構想」による１人１台端末として、町内の全小中学生に LTE 通信機能を備えたタブレット端末の整備を行っています。

また、令和４年度からはクラウド型校務支援システムを導入し、校務の効率化を推進しているところです。

本計画ではデジタル社会の構築が加速的に進む中で、「だれひとり取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現するために、地域全体でデジタルに触れ、より多くの町民がデジタルを活用できる取組を推進することで町民サービスの向上を目指します。また、職員の働き方を見直し、ICT を活用することで職員の負担を軽減させ、職員でなければできない業務や住民サービスに注力することを目的とします。

5.2. 森町における DX 推進基本方針

本計画においては、新しい森町庁舎の建設を見据えたさらなる住民サービス向上や、行政運営の効率化を進めるために、BPR（業務改革）やデジタル３原則、クラウド・バイ・デフォルト原則などの理解を深め行政の抱える様々な課題を解決していくうえでデジタルを活用していくことが重要であると考えます。

国や北海道の情報政策の方向性を基本としつつ、本計画の３つの基本方針に沿って、それぞれの分野における施策を積極的に推進していきます。

(1) 町民サービス向上のための ICT 利活用

役場に来訪して行う様々な手続を、いつでも、どこからでも行うことができるよう、行政手続のオンライン化をはじめとした窓口手続のデジタル化を進め、町民サービスの利便性の向上を目指します。

また、マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるものであり、普及・促進だけではなく利活用方法についても検討していきます。

(2) 地域情報化のさらなる推進

デジタル社会の構築を進める中で町民がデジタルの恩恵を受けることができるように支援をするほか、地域全体でデジタルに触れる機会を増やす取組を進めることで、暮らしのデジタル化や教育における ICT の活用、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けたデジタル活用支援などの ICT 活用における取組を推進していきます。

(3) 行政内部の ICT 環境整備による業務効率化

今後、限られた職員で行政サービスを運営するためには、庁内業務の効率化や高度化が不可欠と考えます。DX の視点から、現在の業務環境の改善について ICT により効率化が図られる業務については、システム等の導入を積極的に進めることにより、職員がより町民のための様々な取り組みに充てられる時間を確保します。

6. 計画の推進体制

6.1. 推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、庁内横断的に取組みを進めることが重要であることから、課長職で構成する森町情報化推進委員会（委員長：副町長）で推進方針の検討・進捗状況確認を行い、総務課行革 DX 推進係を中心とした庁内横断的な推進体制で関係部門や機関と連携・協力の上、DX 推進に向け取り組みます。

(1) 推進体制

DX の推進にあたっては、業務プロセスや課題を把握している各業務所管課の知見が必要不可欠であることから、主体性をもって DX を推進します。

また、総務課行革 DX 推進係では DX 推進施策の整合・調整・進捗管理・助言等を行い、全庁一丸となって本計画を推進していきます。

DX を推進する上では職員一人一人に情報リテラシーや情報セキュリティの意識向上が求められるため、職員研修等を通じた人材育成にも積極的に取組みます。

(2) 外部人材の活用

自治体 DX 推進計画においては「自治体は、DX の推進体制を検討するに当たり、CIO 補佐官等について内部に適切な人材がいない場合には、国の支援等も活用して、外部専門人材の活用を積極的に検討する」こととされており、「都道府県や指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体は、庁内研修の講師となることも含め、必要に応じて各自治体を支援することが望ましい」とされていることから、北海道への支援依頼及び知見が豊富な外部デジタル人材の活用を積極的に行い、専門的な意見をいただき本計画の推進に反映していきます。

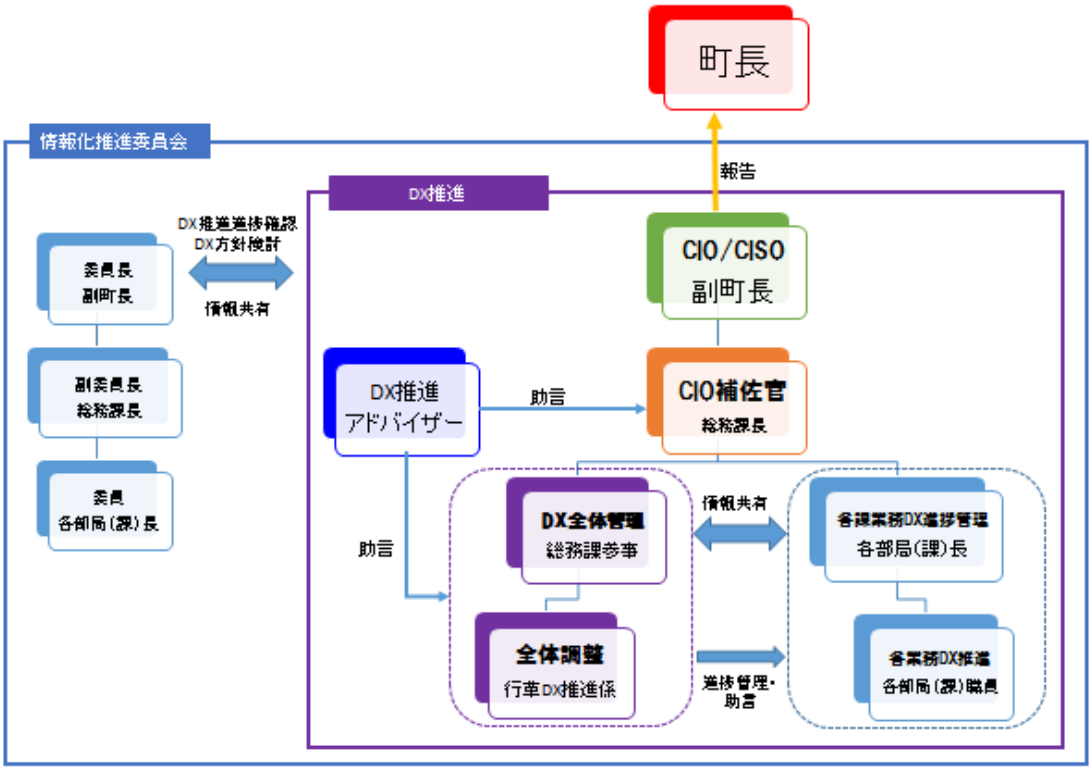

図　1：推進体制

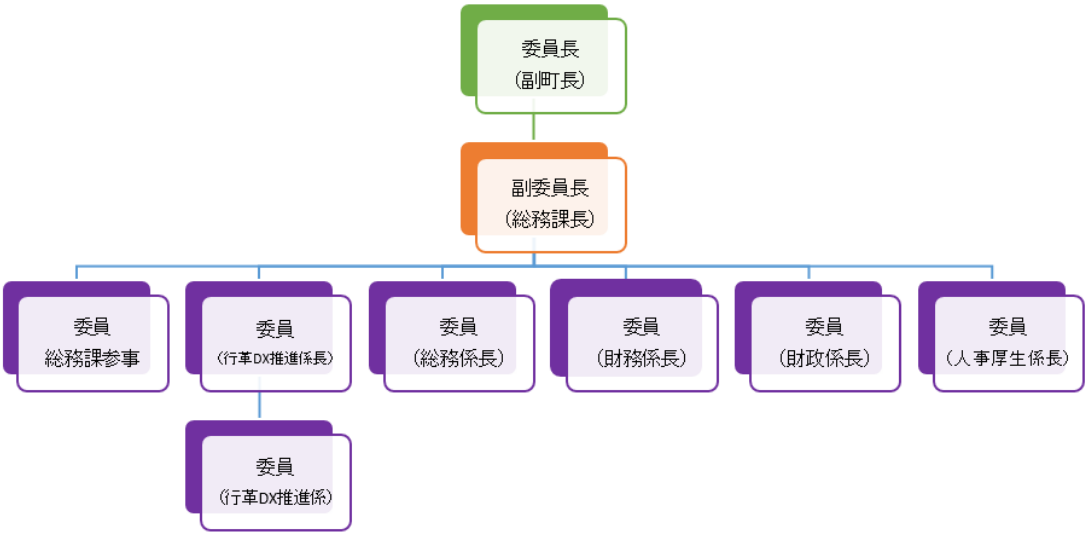

図　2：森町セキュリティ委員会

6.2. 計画の見直し・点検

本計画に基づく DX の推進にあたっては、PDCA サイクルで毎年改善を行うものとし、森町情報化推進委員会で進捗状況等を確認しますが、加速的に進むデジタル化社会においてはスピードが重視されることから、PDCA サイクルで対応できない事項については OODA ループを活用し、急激な技術進歩の動向や財政状況、国の動向等を見極めながら計画の変更の要否も含めて継続的に検討し、計画の進行管理を行います。

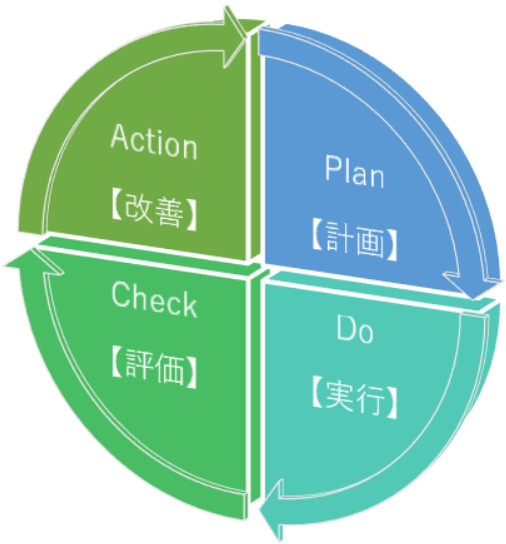

図 3　PDCA サイクル

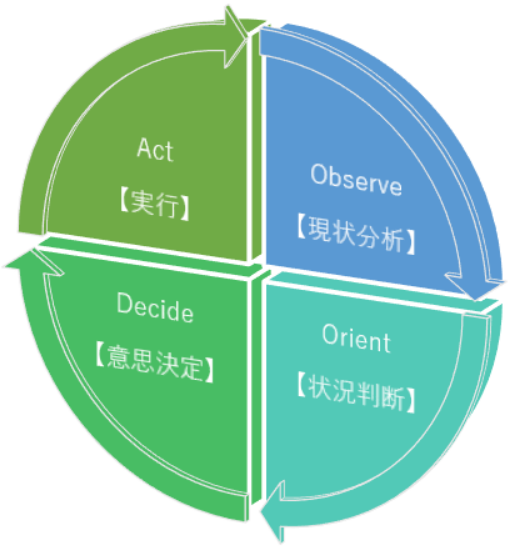

図 4　OODA ループ

7. 施策の体系

本計画の柱となる３つの基本方針に沿って、それぞれの分野における施策を設定し、積極的にデジタル化を推進します。

基本方針１　町民サービス向上のための ICT 利活用	
	行政手続のオンライン化の推進
	窓口手続デジタル化の検討
	マイナンバーカードの普及・促進及び利活用方法の拡大
	町公式ホームページ、公式 SNS 等を通じた情報発信
	デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し
基本方針２　地域情報化のさらなる推進	
	デジタルデバイド対策
	森町所有データのオープン化の推進
	教育における ICT の活用
	地域社会のデジタル化に向けた取組の推進
基本方針３　行政内部の ICT 環境整備による業務効率化	
	情報システムの標準化・共通化
	ペーパーレス化の推進
	庁内事務の電子決裁化
	テレワークの環境整備及び推進
	情報セキュリティ対策
	庁内 ICT 環境の整備・活用

8. 取組内容

8.1. 基本方針１　町民サービス向上のための ICT 利活用

(1) 行政手続のオンライン化の推進

従来は窓口に出向く必要のあった行政手続において、スマートフォン等を利用して「いつでも」「どこからでも」申請できる手続を増やし、役場窓口に来なくても行政手続ができる便利な町を目指します。

申請のオンライン化だけではなく通知のオンライン化も検討し、住民の利便性向上を図っていきます。

図７　森町公式ホームページオンライン申請フォーム

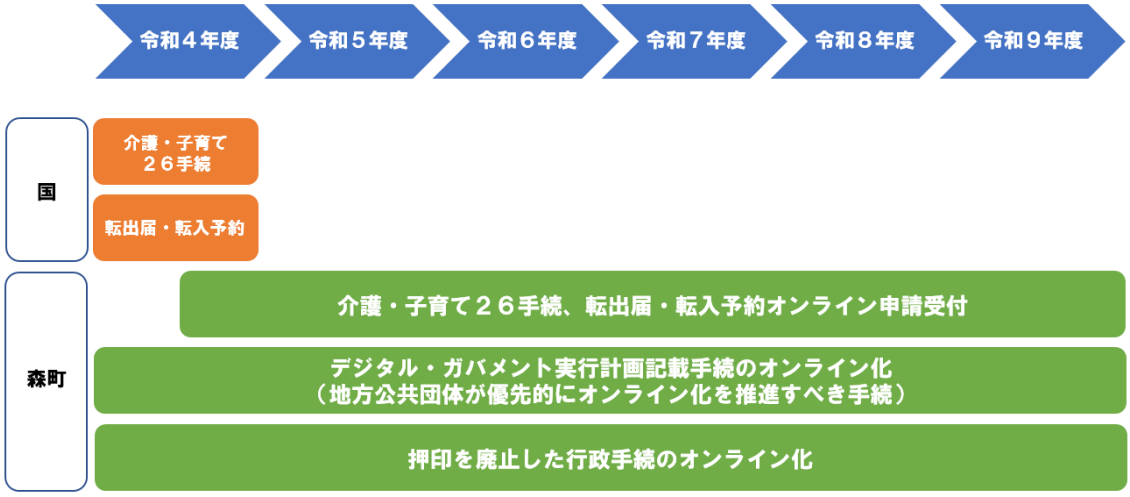

図 8　行政手続きのオンライン化

(2) 窓口手続デジタル化の推進

新庁舎建設を見据えた窓口手続のデジタル化を推進するため、書かないワンストップ窓口等の導入に向けたBPR（業務改革）を行い、窓口業務のデジタル化（オンライン申請の拡大、通知のオンライン化、書かない窓口、ワンストップ窓口等）を実現することで住民の利便性向上を目指します。

また、BPR（業務改革）により業務プロセスの見直しやAI・RPAなどのICTツールを利用することで定型業務の自動化や分析・処理を機械が行い、職員でなければ実施できない政策立案や町民対応等に注力する環境の構築や情報システム標準化、オンライン申請の拡大、窓口手続デジタル化を見据えた基幹系業務との連携等、職員が従来行ってきた業務環境を見直し、限られた資源で現在の町民向け行政サービスを維持継続するために、デジタル技術を活用した業務改革を目指します。

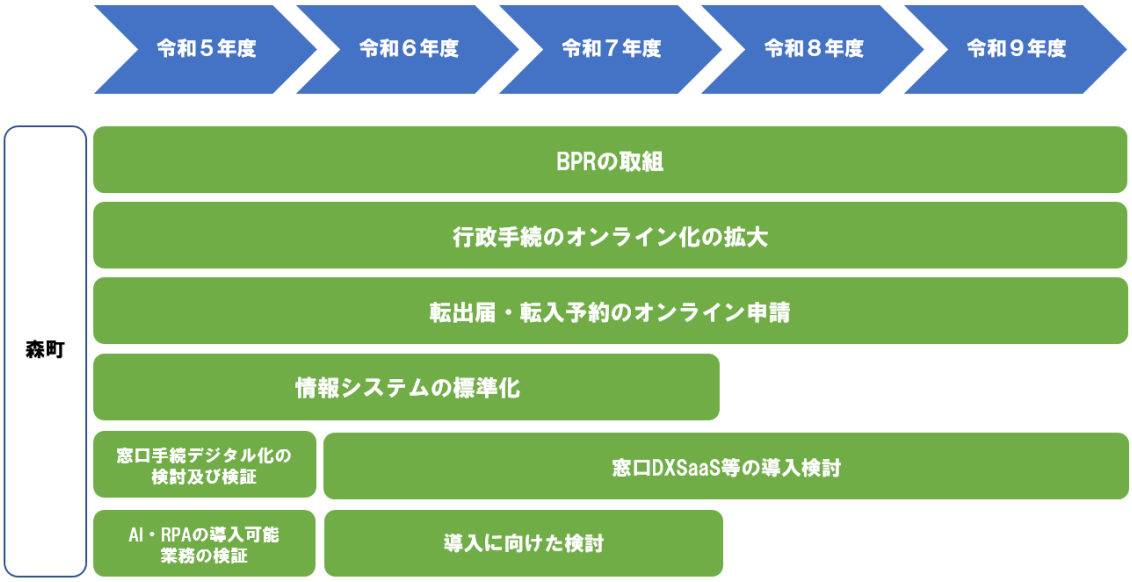

図 9　窓口手続のデジタル化

(3) マイナンバーカードの普及・促進及び利活用方法の拡大

マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるものであり、とりわけ行政手続における窓口のデジタル化には欠かすことのできないものです。

国ではマイナンバーカードの利活用拡大として引越しワンストップサービス、運転免許証の一体化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用拡大に向けた様々な取組を進めております。

森町においてもマイナンバーカードの普及に合わせて、マイナンバーカードのオンライン申請での活用や各種証明書のコンビニ交付など、様々な分野におけるマイナンバーカードの活用方法を検討し、住民の利便性向上を図ります。

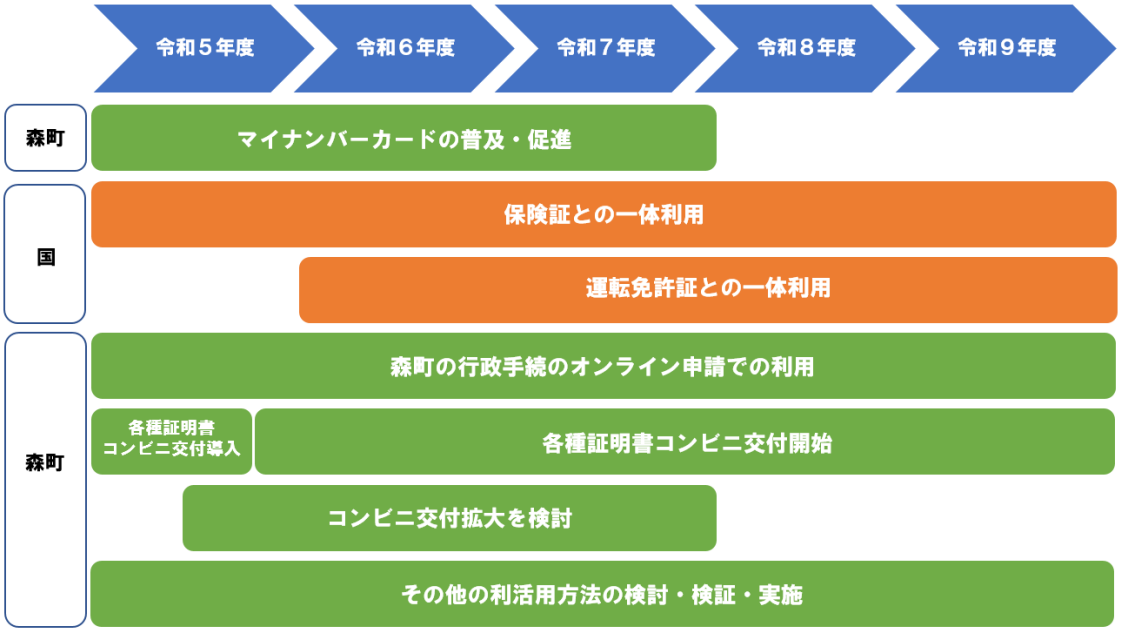

図 10　マイナンバーカードの普及・促進及び利活用方法の拡大

(4) 町公式ホームページ、公式 SNS 等を通じた情報発信

森町では２０００（平成１２）年度より公式ホームページを開設して以来、町公式 SNS として、YouTube、Facebook、LINE、Twitter、Instagram のアカウントを開設しています。

令和３年通信利用動向調査結果（総務省）の中で、世帯におけるスマートフォンの保有状況は 88.6%、個人の保有割合が 74.3%となっており、インターネット利用機器別にみるとスマートフォンが１３～５９歳の各年齢階層で約８割が利用している。インターネット利用者に占める SNS を利用する個人の割合は 78.7%に達しており、特に６０～７９歳の年齢階層での伸びが大きい結果となっています。

森町においても町公式ホームページへのアクセスについて令和２年度にモバイル端末がパソコンを逆転しており、モバイル端末での利用が進んでいる状況です。町公式ホームページは刻々と変化する情報を幅広く発信する手段として有効であり、既存の紙広報と組み合わせて活用することで、より効率的、効果的な広報活動が可能であるため積極的な更新を行っていきます。

SNS についても総務省の調査結果からもわかるように、各世代において利用が進んでいるため、町公式ホームページとあわせてより早く新鮮な情報の提供を目的とする「デジタル・モバイルファースト」による各公式 SNS の特色を活かしたスピード感のある情報発信や、職員による SNS の活用方法、SNS を活用した各種手続導入など様々な検討を行っていきます。

(5) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

国では、デジタル改革、規制改革、行政改革といった横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」が創設し、アナログ規制横断的に見直し、規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指しています。

国においては代表的なアナログ規制である、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面提示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の７項目における法令等の見直し方針である「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」をとりまとめ、規制・制度の見直しを実施しています。

森町においてもデジタル化の取組が不可欠であると考えられるため、国におけるデジタル化の取組と協調し、条例、規則等の点検・見直しを実施します。

また、書面・対面の行政手続の見直し及び押印の廃止についても随時見直しを行い、ICT を活用したデジタル社会にあった規制・制度への対応を行っていきます。

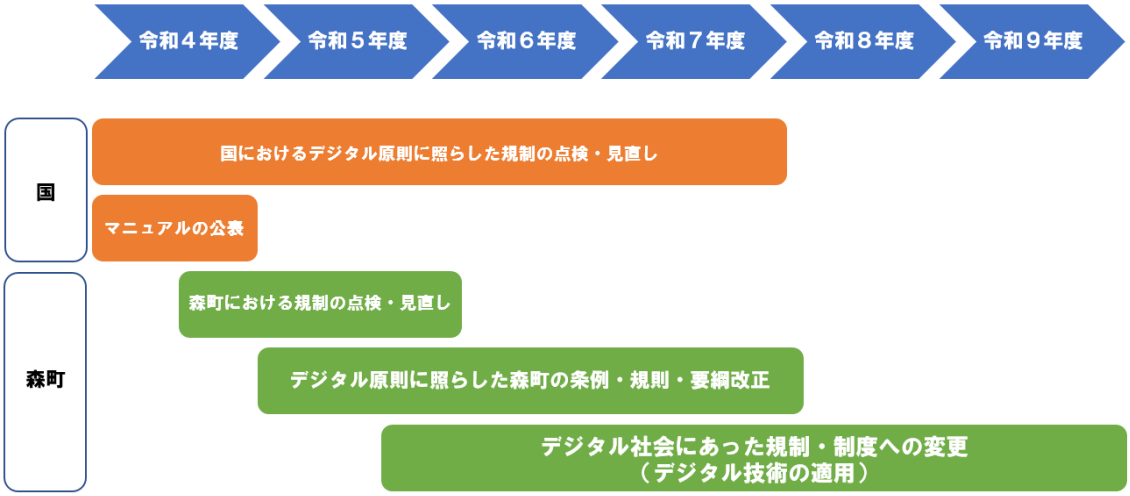

図 11　デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しスケジュール

8.2. 基本方針２　地域情報化のさらなる推進

(1) デジタルデバイド対策

デジタル技術が急速に発達し、インターネットやICTによるサービスを中心としたデジタル社会に移行する過程で、ICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消にむけた取組を推進していきます。

令和３年通信利用動向調査結果（総務省）の中で、世帯におけるスマートフォンの個人の保有割合が74.3%となっており、インターネット利用機器別にみるとスマートフォンが１３～５９歳の各年齢階層で約８割が利用していることがわかります。

森町においても、災害情報等の行政情報においては町公式ホームページや公式SNSで情報発信を行っています。今後、行政手続におけるオンライン申請など行政におけるデジタル化も加速的に進む中で、災害情報や行政手続がデジタル活用に不安な方にも利用いただけるよう、スマートフォン教室などを通じて、デジタル機器を利用し、町民が必要な情報を必要な時に取得できるデジタル社会の実現を目指していきます。

(2) 森町所有データのオープン化の推進

官民データ活用推進基本法の中で、地方公共団体においても国と同様に保有するデータを容易に利用できるよう必要な措置を講じることとされており、国では自治体がオープンデータに取り組む際に参考となる「地方公共団体ガイドライン・手引書」や「推奨データセット」の公開を行っています。

北海道では「北海道 Society5.0 推進計画」の中で令和 7 年度までに北海道全市町村がオープンデータに取組むことを目標としていることから、国の「地方公共団体ガイドライン・手引書」を参考にしながら、「推奨データセット」に基づき森町の公共施設一覧、AED 設置場所一覧等のデータをホームページに公開しています。

また、独自のデータとして桜の品種等についてもオープンデータとして公開しています。

しかし、さらなるデータの利活用が DX においても必要不可欠であることから、様々な分野でデータが利活用できるよう、森町が所有するデータのオープン化を積極的に推進していきます。

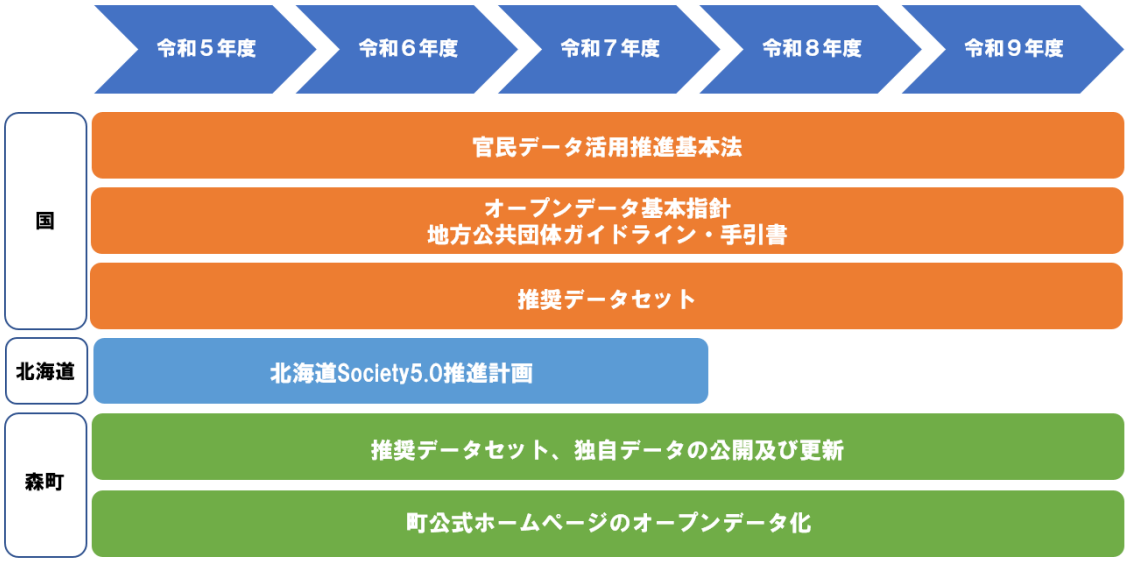

図 12　森町所有データのオープン化の推進

(3) 教育における ICT の活用

町内の全小中学生に整備されたＬＴＥ通信機能を備えたタブレット端末の更なる利活用を図るため、外部人材を活用したＩＣＴ支援や、学校間での情報共有に引き続き取り組んでいきます。

多様な子ども達を誰一人取り残すことのない、個別に最適化された学びの実現のため、ＭＥＸＣＢＴ（オンライン学習システム）による個々の学習状況に合わせた学びの提供や、ＩＣＴを基盤とするＶＲ（仮想現実）・ＡＲ（拡張現実）・ＡＩ（人工知能）を利用した先端教育や教育ビッグデータの活用による最適な教材・指導案のレコメンドなど活用推進について検討していきます。

学校ＩＣＴ基盤整備については、日々高度化していくＩＣＴ技術に対応するため、５Ｇに対応する１人１台端末の更新やローカル５Ｇの検討など学校のネットワーク環境の更なる向上についても進めていきます。

また、学校の大規模改修に合わせて、各教室に大型モニターの整備やオンライン会議ができるＩＣＴ教室などの整備について取り組んでいきます。

(4) 地域社会のデジタル化に向けた取組の推進

国では「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定）において「地方においては、地方公共団体を中心として地域それぞれが十分議論した上で、自らの地域が目指すべき理想像を描き、そこに向けた地方活性化の取組を進めていくことが求められる。また、国の示した方向性を踏まえ、必要に応じて広域連携を図りながら、自主的・主体的な取組を推進する」こととしている。

当町ではまちづくり計画の最上位計画である「第２次森町総合開発振興計画」における町の将来像を達成するため、基本計画における各施策について、DX の意義でもある「デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革する」に基づき、デジタル技術を活用して「第２次森町総合開発振興計画」に掲げるまちづくりを推進するため、地域課題に応じたデジタル化の取組を推進し、住民の利便性の向上や地域課題の解決を図っていきます。

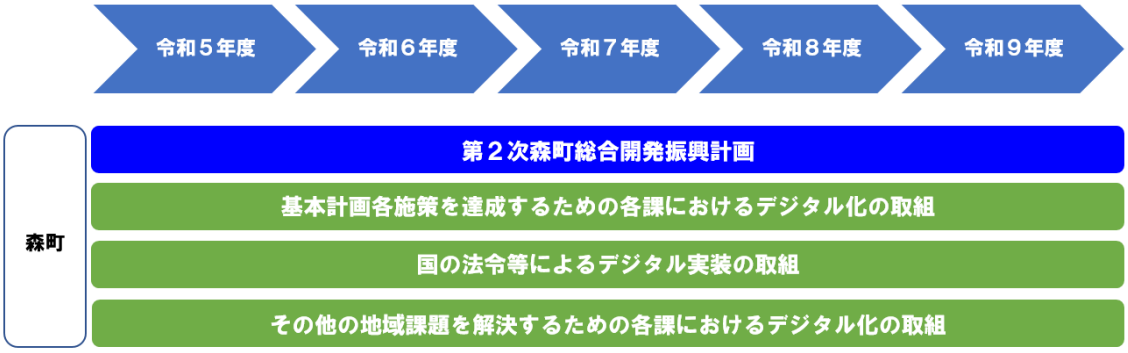

図 13　地域社会のデジタル化

8.3. 基本方針３　行政内部の ICT 環境整備による業務効率化

(1) 情報システムの標準化・共通化

地方公共団体システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）の施行に基づき基幹系２０業務システムについて、令和７年度末までに国が整備等を進めている共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービスの「Gov-Cloud（ガバメントクラウド)」を活用した、国の標準仕様準拠システムへの移行を行います。

森町においてもシステムの標準化に対応するために BPR（業務改革）を行い、現行業務と標準システムの Fit＆Gap 分析、システムの運用に係る業務連携の精査など、円滑なシステム移行ができるよう準備を行っていきます。

図 14　情報システム標準化・共通化スケジュール

固定資産税	国民健康保険	健康管理	就学	戸籍
個人住民税	介護保険	国民年金	選挙人名簿管理	戸籍の附票
法人住民税	後期高齢者医療	児童手当	住民基本台帳	生活保護※
軽自動車税	障害者福祉	子ども子育て支援	印鑑登録事務	児童扶養手当※

図 15　システム標準化２０業務（※は北海道所管の業務）

(2) ペーパーレス化の推進

国においては「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」に基づき行政文書の電子的管理を進めているところです。

現在森町では、文書の収受から廃棄までのサイクルを紙で管理しており、廃棄までの期間を大量の紙文書で保管しておりますが、デジタル技術の進展により、文書管理についても文書管理システムの導入、電子決裁システムの導入などによりデジタル完結とすることで、文書収受から廃棄までのサイクルを一元管理することが可能となります。

また、職員が使用しているシンクライアント端末を順次高セキュリティなノートパソコンに移行することで、内部会議資料等のペーパーレス化、庁内事務の電子決裁化を進め、今後発生する庁内の紙文書を削減するとともに、文書管理の適正化、文書保管に係るコストの削減、文書管理業務の効率化等を図り、ペーパーレス化を推進していきます。

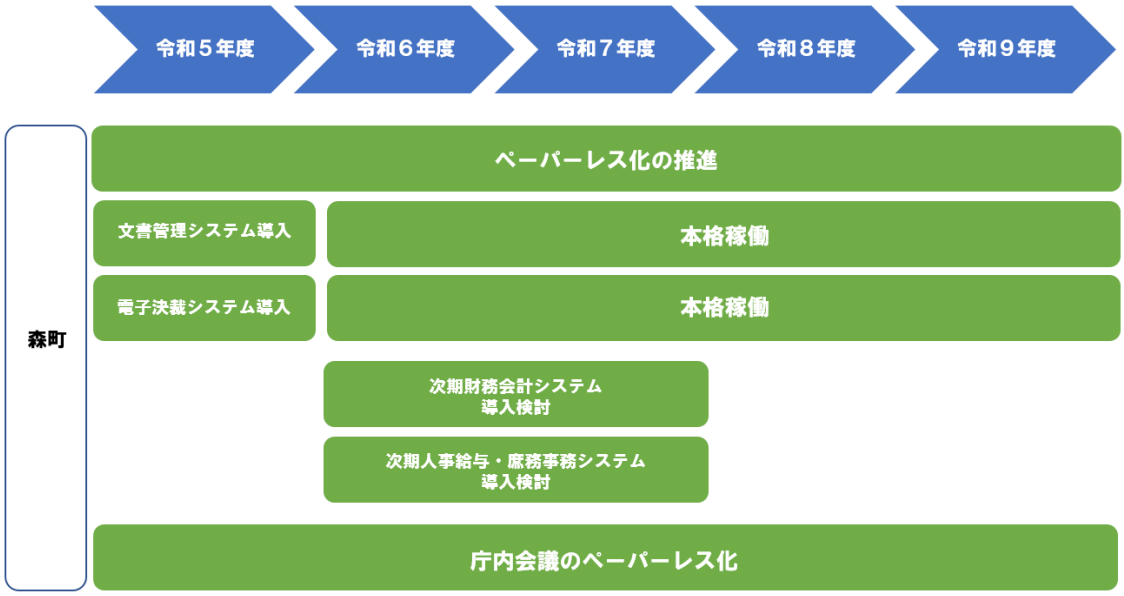

図 16　ペーパーレス化の推進

(3) テレワークの環境整備及び推進

感染症の感染拡大期において森町でも感染拡大防止のため職員が在宅待機を命じられ、十分な町民サービスを提供できない懸念が発生しておりました。

また、感染症拡大期だけではなく災害発生時においても行政機能を維持するため柔軟で継続性の高い事務処理体制を整備するとともに、在宅勤務だけではなくモバイルワークやサテライトオフィス勤務の環境を整備し、働く時間や場所にとらわれない新しい働き方の実現を図っていきます。

電子決裁やチャットツールなどの ICT を活用し、テレワーク時の遂行可能業務の拡大を図るとともに、庁舎外から庁内ネットワークに接続するためのセキュアな通信環境の整備、職員研修などを通じたセキュリティ対策、セキュリティ意識向上についても同時に推進していきます。

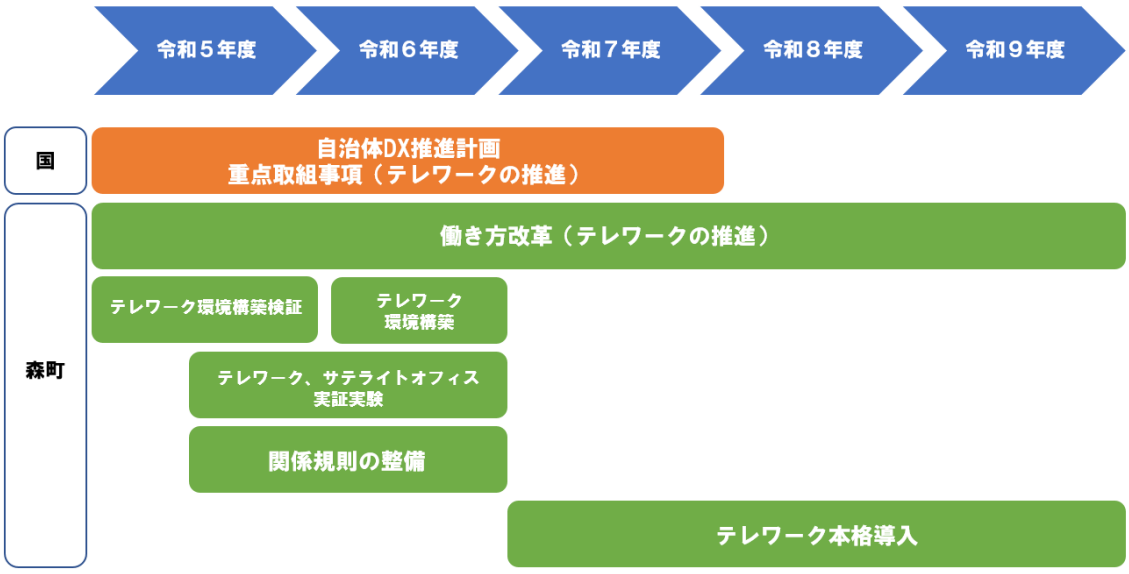

図 17　テレワークの環境整備及び推進

(4) 庁内 ICT 環境の整備・活用

国、北海道や業者間との会議が対面からオンラインになるなど、業務の在り方がデジタル技術の進展により、急激に変化してきています。現在の業務の在り方をデジタル化にあわせて変化させる必要に迫られており、それに伴い役場内だけでなく、役場外でも業務遂行可能な環境を構築し、迅速かつ確実な町民サービスの提供に向けて、有効なデジタル環境の整備を行っていきます。

庁舎内においては、オンライン会議が増えていることから会議室などで外部や職員同士で実施できるリモート会議環境を整備します。会議のデジタル化などに伴い会議資料の電子化、意思疎通のためのチャットツールの整備など ICT を活用した取組を推進します。

また、国のクラウド・バイ・デフォルトの考えに基づき、今後の町のシステム構築や整備にあたってはクラウドサービスの利用を優先的に検討し、情報システムの運用コストをはじめとした情報セキュリティの向上や災害時等における業務停止のリスク低減を図ります。

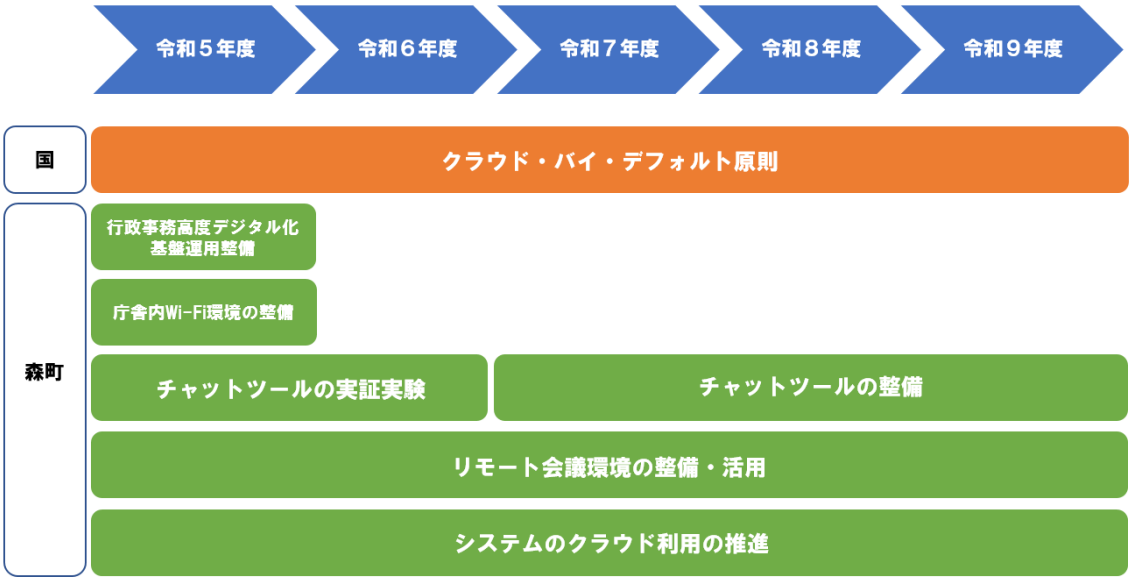

図 18　庁内 ICT 環境の整備・活用

(5) 情報セキュリティ対策

デジタル技術は、町民の利便性向上や業務効率性を高める反面、ネットワークに多くのコンピュータが接続される環境により、外部からサイバー攻撃を受け、個人情報が漏えいし町民の生命財産が脅かされるなどのリスクが発生する可能性も指摘されております。

森町では国や北海道、外部有識者と連携し、最新のセキュリティ対策技術により町民の個人情報を保護し、情報漏えいを防止するため、国のセキュリティポリシーガイドライン等を踏まえた、事故や不正なアクセスから保護するリスクアセスメントを通じたネットワーク、端末環境のセキュリティの強化、業務継続性の確保のための環境整備について検討・実施をしていきます。

行政手続のオンライン化やテレワーク等の新しい働き方、高度化するデジタル技術に対応するため、森町情報セキュリティポリシーについても適宜更新し、セキュリティ対策を行っていきます。

また、高度化するデジタル技術を活用するためには、情報担当職員だけではなくデジタル技術を利用する職員の情報リテラシー、情報セキュリティに対する意識向上も必要であることから、研修等を通じた職員の育成を行っていきます。

図 19　情報セキュリティ対策

9. 用語解説

No.	用語	解説
1	インターネット	世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。
2	オープンデータ	公的機関等のデータを一定制限の下で誰もがアクセス、再利用、再配布できるように、フォーマット処理されて公開されたデータのこと。
3	オンライン申請	紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの
4	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、自治体に共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
5	クラウド	情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、インターネット等の通信回線を経由して利用すること。
6	クラウド・バイ・デフォルト	システムの構築や整備をするときには、クラウドサービスの利用を第1候補として検討を行うこと。
7	サイバー攻撃	PC やサーバーなどの情報機器を狙う攻撃で、ネットワークを経由し、情報の盗窃・改ざん、サービス停止、システムの破壊を行う攻撃のこと。
8	サテライトオフィス勤務	勤務地以外の出先機関・公共施設等で、PC 等を活用して業務を遂行する形態のこと。
9	情報セキュリティ	大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたりしないよう必要な対策をすること。
10	情報リテラシー	情報を正しく読み取り、目的に合わせて正しく活用する力のこと。
11	シンクライアント端末	端末自体にはデータやアプリケーションなどを保存せず、サーバーでほとんどすべての情報を管理するパソコン型機器

12	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、アプリケーションを自由に入れて利用できる携帯電話端末。
13	タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作できるほか、キーボードを組み合わせてパソコンのように利用できる携帯情報端末。
14	デジタルガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。
15	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
16	テレワーク	「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」の３つの形態の総称で、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと
17	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。非定型、非構造化データなどありとあらゆるデータを総称して使用される。
18	標準システム	基幹業務システムについて、ガバメントクラウド上に構築された国の標準化基準を満たすシステムのこと。
19	メタバース	インターネット上の仮想空間に作られた世界のこと。
20	モバイルワーク	外出先・出張先や、移動中（交通機関の車内など）に、PC やタブレット等のモバイル端末等を活用して、業務を遂行する形態を指す。
21	ランサムウェア	ネットワークなどを通じて感染を広げるマルウェア（悪意を持ったソフトウェア）の一種で、暗号化することでファイルを利用不可能な状態にした上で、そのファイルを元に戻すことと引き換えに金銭（身代金）を要求するマルウェアのこと。

22	リスクアセスメント	作業に伴う危険性と有害性に重みをつけて評価し、 評価に応じて危険の低減対策をすること。
23	リモート会議	電話回線やインターネット回線を利用して、オンライン上で会議を行う仕組み。
24	ローカル５Ｇ	企業や自治体が独自にネットワークを構築し、それを利用した通信のこと。
25	AI	「Artificial Intelligence」の略。 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般。あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般。
26	AR	「Augmented Reality」の略。 拡張現実のこと。現実世界にデジタルコンテンツを重ねて表示する技術。
27	BPR	「Business Process Re-engineering」の略。 業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。
28	CIO	「Chief Information Officer」の略。 情報化戦略の最高責任者。
29	DX（デジタルトランスフォーメーション）	「Digital Transformation」の略。 IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
30	EdTech （エドテック）	Education（教育）と Technology（技術）を組み合わせた造語。 テクノロジーを用いて教育を支援する仕組みやサービスのこと。
31	GIGA スクール構想	「Global and Innovation Gateway for All」の略。 １人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、子どもたちを誰一人残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現させる構想。

32	ICT	「Information and Communication Technology」の略。情報や通信技術に関する技術総称のこと。「情報通信技術」と和訳されることが多い。IT とほぼ同義の言葉で本計画では引用等以外「ICT」を利用します。
33	IoT	「Internet of Things」の略。 モノのインターネットと呼ばれ、電子機器や車といったあらゆるモノに通信機能を持たせることで、相互に通信できるほか、インターネットにつながり情報をやり取りすること。
34	IT	「Information Technology」の略。 ハードウェアなどコンピュータ関連の技術を指す。
35	MEXCBT （メクビット）	「文部科学省 CBT システム」のこと。 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができる CBT システム。
36	RPA	「Robotic Process Automation」の略。 これまで人の手により端末で行ってきた定型作業を、事前に覚えさせたルールを元に、自動で作業を行うツールのこと。
37	SaaS	「Software as a Service」の略。 インターネット経由で、電子メール、グループウェア、顧客管理などのソフトウェア機能の提供を行うサービス。
38	SNS	「Social Networking Service」の略。 情報共有・コミュニティ型のサービスや Web サイト。
39	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

40	VR	「Virtual Reality」の略。 仮想現実と訳されるもので仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み

10. 附則

2023 年(令和 5 年) 4 月 2 5 日　策定

北海道森町役場総務課行革 DX 推進係

〒049－2393

北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1

電話 01374-7-1281